

大牟田市行政評価実施方針

1. はじめに

本市の行政評価は、真に実効性のあるシステムを構築するため、平成14年度から行政評価システム研究会をはじめとする全庁横断的な推進体制により制度の研究を開始した。その後、試行を経て、平成17年度の事務事業評価の先行実施を本格導入と位置付け、評価対象事業の拡大、施策評価の実施、外部評価の導入と段階的に評価制度を構築してきた。

また、本市の行政評価は、総合計画に掲げる都市像の実現に向けて、各施策を効果的・効率的に推進していくための手法として平成20年度に導入された「部局運営方針」、また、「主要施策の成果及び基金の運用状況説明書」と連携させることで、本市の行政マネジメントシステムをつくりあげてきた。

これまでの取組みにより、行政マネジメントシステムの一連の流れが職員の間で定着し、また、行政評価においても理解が進み、客観的な評価が出来るようになってきているが、一方においては、評価及びその取りまとめに相当の労力を割いている状況にもある。

そのため、今後は、より効率的に行政マネジメントシステムを運用して行くこととし、本方針に基づき、行政評価を実施して行くものとする。

2. 行政評価の実施目的

本市まちづくり総合プランに掲げる都市像の実現に向けては、同プランに掲げる各施策の目的を達成していくことが肝要であり、そのために行政評価による施策及び事業の評価・検証を行い改善につなげるなど、PDCAサイクルによる適切な進捗管理を行うことで、まちづくり総合プランの着実な推進を図るものである。

(行政評価の実施目的) まちづくり総合プランの進捗管理

あわせて、アクションプログラムのローリングの過程の中に評価・検証（二次評価）を位置づけることにより、

「評価・検証」→「必要な改善指示」→「各部局・各課(室)での改善策の検討」→「次年度への反映」

といった評価から改善への流れを明確化する。

また、評価に関する情報を公表することにより、市民への説明責任及び行政の透明性を確保するとともに、市民を主体とした成果重視型の効率的な行政運営の推進に資するものとするほか、職員の意識改革と政策形成能力の向上を図り、市民満足度の向上を目指すものである。

3. 推進体制

効果的・効率的に評価を実施し、評価の客観性と透明性を高めるとともに、評価結果に基づき改善につなげていくために、次の体制により行政評価の推進を図る。

(1) 調整監等会議

各部の調整監等で構成している調整監等会議において、行政評価の全庁的かつ円滑な推進を図るため、共通ルールの設定や連絡調整を行う。

(2) 総合計画策定会議

全庁的・大局的な視点から評価の客観性を高めるとともに、まちづくり総合プランの適切な進捗管理を行い、着実な推進を図るために、アクションプログラムのローリングの一環として、各部局の評価の確認・議論を行う。

4. 評価の実施及び方法

(1) 評価対象

本市行政評価の実施目的に鑑み、まちづくり総合プランに掲げる 37 施策を中心に評価を行うこととし、具体的には以下のとおりとする。

[施策評価]

- ・ まちづくり総合プランに掲げるすべての施策

[事業評価]

- ・ アクションプログラムに掲載する事業
- ・ 国の補正予算への対応等により急遽実施した事業であって、施策目的の達成状況を検証するに当たり、当該事業について評価を行うことが適当であると所管部が認めた事業
- ・ 上記のほか、施策目的の達成状況を検証するに当たり、評価を行うことが適当であると所管部が認めた事業

(2) 評価の視点

施策を所管する部局の長並びに事業を所管する課(室)の長は、それぞれ「評価・検証シート【施策】」「評価・検証シート【事業】」を用いて評価を行う。

その際の評価の視点については次のとおりとする。

[施策評価]

- ・ 施策目的が達成できたかどうかを検証・分析する。

[事業評価]

- ・ 事業計画 (P) で予定した取組みについて、予定通りに遂行できたかどうかを検証・分析する。

(3) 評価の方法

[施策評価]

「評価・検証シート【施策】」を用いて評価を行う。

(評価の方法)

- ① 成果指標の達成度をもって、施策目的の達成度とする。
- ② 施策目的の達成度(指標の達成度)を、次の視点から検証・分析する。
 - ・ 構成事業の貢献度
 - ・ 外的要因
- ③ ②における要因分析の上で、今後の施策目的の達成に向けて、今後の方向性とし

て、各構成事業への注力の仕方を示す。

[事業評価]

重点事業（毎年度の部局の方針に掲げる事業）は「評価・検証シート【事業】」を用いて評価を行う。

重点事業以外の事業は「評価・検証シート【施策】」の「別表」を用いて簡易評価を行う。
(評価の方法：重点事業)

- ① 事業を実施した結果の検証・分析と今後の方向性を合わせて事業の評価結果とする。
- ② 結果の検証・分析においては、構成事業の実績及び成果指標等を総合的に勘案して行う。
- ③ 今後の方向性は、②を踏まえて改善の方向性を示した上で、その方向性に沿って具体的な改善・見直しの手立てを検討し、示す。

(評価の方法：重点事業以外の事業)

- ① 事業の実施状況及び次年度解決すべき課題等について整理し、示す。
- ② 今後の方向性は、①を踏まえて改善の方向性を示した上で、その方向性に沿って具体的な改善・見直しの手立てを検討し、示す。

5. 評価結果の公表と活用

(1) 評価結果の公表

評価結果については、行政の執行状況を市民へ説明する媒体として、すべて公表する。

公表は、市のホームページへの掲載による。合わせて、市議会 9 月定例会における決算審査の資料として配布する。

(2) 評価結果の活用

評価結果を踏まえ、次年度アクションプログラムの見直し及び予算要求に反映させるものとする。

6. その他

この方針に示すものの他、各年度の評価スケジュールなど、行政評価の実施にあたり必要な事項については、別途行政評価実施要領に定める。